

所 属	健康福祉部 保健医療課		
担当(係)名	母子・特定疾患担当	内線	2546

## 新 長期入院児の在宅移行準備の支援

1 事業費	【財源内訳】	【主な使途】
11,827	国庫 11,827	負担金、補助及び交付金 11,827
(前年度 0)		

### 2 背景・現状

平成20年2月に、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを指定し、三次周産期医療機関を中心とした県の周産期医療体制を構築した。

低出生体重児(2500g未満)の出生は前年に比べて増加しており、NICU(新生児集中治療管理室)の満床状態が続いている。また、超重症児(より高度でより濃密な医学的管理を必要とする児)のNICUでの長期滞在が、NICU病床の効率的な運用を妨げる一因となっている。

超重症児の受け入れ先の確保が必要であるが、状態安定後も、必ずしも療育施設への転院や自宅への退院が可能な状態とは限らない。頻回な吸引等の医療ケアを必要とする場合、安定するまでの一時的な受け入れ病床が必要である。

### 3 事業目的

NICUやGCU(NICUに併設された回復期治療室)に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開異常の呼吸管理を必要とする小児について、在宅療養等との間に中間施設として地域療育支援施設を設置することにより、NICU等の満床の解消を図るとともに在宅医療等への円滑な移行を促進することを目的とする。

### 4 事業概要

総合周産期母子医療センターである「地方独立行政法人岐阜県総合医療センター」に対し、地域療育支援施設に必要な経費(医師、看護師等の人件費、運営に係る材料費等)の財政的支援を行う。

(款) 4 衛生費 (項) 4 保健予防費 (目) (3) 母子保健指導費 (明細書事業名) ○母子医療対策費 地域療育支援施設運営事業補助金
---